

那須塩原市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針

(目的)

第1条 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、那須塩原市内の公共建築物等における木材の利用促進に関する方針を定め、公共建築物等への県産出材の利用促進を通して、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物 法第2条第1項各号及び公共建築物等における木材の利用に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に定められた建築物をいう。
- (2) 公共土木施設 公共事業により整備する道路（ガードレールを含む。）、公園施設、観光施設、農業水利施設、河川・砂防・治山施設等をいう。
- (3) 公共建築物等 公共建築物、公共土木施設及び庁用物品をいう。
- (4) 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等に木材（集成材を含む。）を利用することをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装に木資材を利用すること及び備品等に木材を利用することをいう。
- (6) 県産出材 栃木県内の森林から産出し、かつ産地証明された木材をいう。

(市内の公共建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3条 公共建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 木材の利用促進のための施策の具体的方向性

ア 公共建築物を整備する者は、県産出材の供給が困難な場合や、求められる性能等の条件により使用が適当でない場合を除き、県産出材の積極的な利用に努めるものとする。

イ 公共建築物において使用する備品等（机、いす、書棚等）については、木材を使用したものの利用に努めるものとする。

(2) 木材利用を促進すべき公共建築物の範囲

ア 公共建築物の整備に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、積極的に木造化及び木質化を推進すること。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令、施設の設置基準等により、木材の利用が適当でない場合

② 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合

③ 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性・安全性等により、木材の利用が困難な場合

④ 災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造化することが適当でない場合

⑤ その他 木造化することが困難な場合

イ 防災や構造強度の面から木造が困難な場合でも、木造と非木

造の混構造とすることで、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅が広がる場合は、混構造の採用を検討すること。

ウ 防災の面から木造が困難な場合でも、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るように努めること。

エ C L T（直交集成板）パネル工法の採用や部分的なC L Tの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物については、木造化を促進すること。

（市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

第4条 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

- (1) 公共建築物の整備に当たっては、積極的に木造化及び木質化を図るものとする。
- (2) 公共建築物の整備に当たっては、木質バイオマスの安定的な供給の確保等を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を検討するものとする。
- (3) 公共建築物において使用する備品等（机、いす、書棚等）については、木材を使用したものの利用に努めるものとする。
- (4) 公共建築物等の整備においては、積極的に県産出材の使用に努めるものとする。
- (5) 公共建築物等の整備に当たっては、維持管理コスト、建設コスト及びライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(庁内の推進体制)

第5条 市は、この方針を推進するため、林業・木材担当課（農林整備課）、建築担当課（都市整備課、教育総務課）、企画担当課（戦略推進局、企画政策課）、財政担当課（財政課）、木質バイオマス等の再生可能エネルギー担当課（気候変動対策局）等で組織する連絡会議を設置し、必要に応じて方針に基づく措置の実施状況を把握するとともに、県産出材の利用の促進に向けた課題を分析し、対応策の検討を行うよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 市は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者と相互に連携し、木材の利用促進及び供給の確保が図れるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第7条 公共建築物における木材の利用促進に関する普及啓発は、次のとおりとする。

- (1) 市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に「木のぬくもり」や「木造施設の利点」など、木の良さの普及啓発に努めるものとする。
- (2) 市は、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に県産出材が利用されるよう、建築物の整備主体に木材利用を幅広く呼びかけ、理解と協力を得るよう努めるものとする。

(財源)

第8条 市が行う公共建築物等における木材の利用促進にかかる経費については、那須塩原市森林環境整備促進基金の活用を検討するも

のとする。

附 則

本方針は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本方針は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。